

事務連絡  
令和4年9月8日

各公立学校教頭 殿

山形県教育庁スポーツ保健課課長補佐

### 新型コロナウイルス感染症の患者の療養解除基準を 踏まえた部活動等への参加について

この度、政府が標記療養基準の緩和について示したところですが、9月10日から始まる地区新人戦を含めた部活動等への参加の在り方については、別添写しの厚生労働省が示している基準を踏まえ、下記のとおりとしますので、各顧問に対し周知願います。

療養解除となった直後に大会に参加する場合は、体調等の確認を十分に行うとともに、怪我や熱中症にも留意するよう併せて周知願います。

なお、体育授業等のマスクを外した活動についても、同様の対応をお願いします。

#### 記

#### 1 療養期間中も含め、症状があった陽性者の部活動等への参加について

症状が出た日から10日間を経過している者は11日目から活動を可能とする。

#### 2 無症状の陽性者の部活動等への参加について

検査で陽性が確定した日から7日間を経過した者は8日目から活動を可能とする。

※基準では「症状がある方は発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快から24時間経過している場合、8日目から療養解除を可能とする」「無症状の方は陽性が確定した日から5日目に検査キットで陰性を確認した者は6日目から療養解除を可能とする」とあり、このことにより、登校は可能ですが、「症状のある方は10日間、無症状の方は7日間感染リスクが残存することから、感染リスクが高い行動を避けること」ということを踏まえ、部活動（大会）等への参加は控えるよう周知願います。

<参考> [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

<担当>

課長補佐 石田 充

TEL:023-630-2562 FAX:023-630-2893